

総合企画委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第41条の規定に基づいて設置された、総合企画委員会に関することを定める。

第2章 審議事項

第2条 この委員会は、本会定款第41条第2項に規定された事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

第3章 委 員

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長	1名
委員	24名以内

第4条 委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、会長が本会理事、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから指名する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第4章 任 期

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

第5章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

第7条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 本会会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6章 部 会

第9条 この委員会に、次の部会を設ける。

- (1) 財務部会
- (2) 企画部会
- (3) 加盟・栄典部会

2. 部会については、委員会の議決を経て別に定める。

第7章 規程の変更

第10条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則1

1. この規程は、平成9年7月15日から施行する。
2. この規程の施行と同時に平成9年5月13日及び6月10日開催の理事会において委嘱された財務委員会委員は、第4条により本委員会委員に委嘱されたものとみなし、委員の任期は、第5条の規程にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
3. この規程の施行と同時に平成2年1月17日施行の財務委員会規程は、これを廃止する。

附則2

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。